

海外派遣者が特別加入者でなくなる場合は、所定の手続きが必要です！

海外派遣者が、派遣期間の終了により国内に帰国する場合など、特別加入者でなくなる場合は、**所定の様式を所定期間内に所轄の労働基準監督署長（を經由して労働局長）**に提出する必要があります。

所定様式

①海外派遣者**全員**が特別加入者でなくなるとき

例：海外事業の終了などにより、海外派遣者全員を脱退させる場合。

⇒「**特別加入脱退申請書（様式第 34 号の 12）**」

②海外派遣者のうち、**特定の人のみ**が特別加入者でなくなるとき

例：海外支社に派遣中の5人のうち2人が派遣期間終了にともない帰国する場合。

⇒「**特別加入に関する変更届（様式第 34 号の 12）**」

※様式はHPからダウンロードできます。

労災 ダウンロード

検索

手続き

手続きは、海外派遣終了予定日の**30日前から**行うことができます。次のQ&Aを参考にしてください。

Q 3月31日で派遣期間が終了する労働者がいます。いつまでに提出すればよいでしょうか？

A **3月1日から3月30日までの間に**、ご提出ください。

Q 労働者が国内に帰国した後で、特別加入に関する変更届の提出を忘れていたことが判明した場合、どうすればよいでしょうか？

A 気づいた時点で、**すみやかに**提出して下さい。